

基労管発0531第1号
基労補発0531第2号
基労保発0531第1号
平成25年5月31日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労 災 管 理 課 長
補 償 課 長
労災保険業務課長

「労災保険における訪問看護の給付に係る事務処理について」の
一部改正について

標記については、平成6年9月30日付け事務連絡「労災保険における訪問看護の給付に係る事務処理について」（労災管理課長、補償課長、労災保険業務室長連名。以下「事務連絡」という。）により実施しているところであるが、今般、その支払が都道府県労働局官署支出官に移行されること等に伴い、事務連絡を下記のとおり改正するので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

- (1) 労働基準監督署長は、訪問看護費用の支給を決定した場合は、都道府県労働局官署支出官に対して支払依頼書を送付することとしたこと。
- (2) その他所要の改正を行うこと。

2 事務連絡の一部改正

事務連絡の一部を次のように改正する。

- (1) 記の2の標題中「R I C」を「労働局」に、本文中「事前点検のため労災保険情報センター（以下「R I C」という。）地方事務所」を「審査点検のため都道府県労働局労働基準部労災補償課（以下「局労災補償

課」という。)に、「R I C 地方事務所の事前点検」を「局労災補償課の審査点検」に改める。

(2) 記の3中「R I C 地方事務所」を「局労災補償課」に、「事前点検」を「審査点検」に改める。

(3) 記の4(1)の標題を「支給決定決議」に改め、本文中「より支払決議」を「より支給決定決議」に、「支給決定及び支払決議」を「支給決定決議」に、「支給決定・支払決議書」を「支給決定決議書」に、「支給金額を確定するとともに支給金額の支払を同時に決議する」を「支給金額を確定する」に改める。

(4) 記の4(2)の標題を「支給決定通知書」に改め、本文中「支給決定・支払通知書」を「支給決定通知書」に、「不支給・不変更決定通知書」を「不支給決定通知書」に改める。

(5) 記の5を次のように改める。

5 支払依頼書の作成と労働局への送付

支給決定後、都道府県労働局長あて支払依頼書を作成し、指定訪問看護費用請求書の写し及び非指定訪問看護費用請求書の写しを添付し、総務部総務課(又は会計課)(以下「局総務課」という。)へ送付すること。

(6) 記の6の「帳票種別36005」を「帳票種別36102」に改め、「及び「給付種別別支払額報告書(保険給付費)(帳票種別36006)」」を削る。

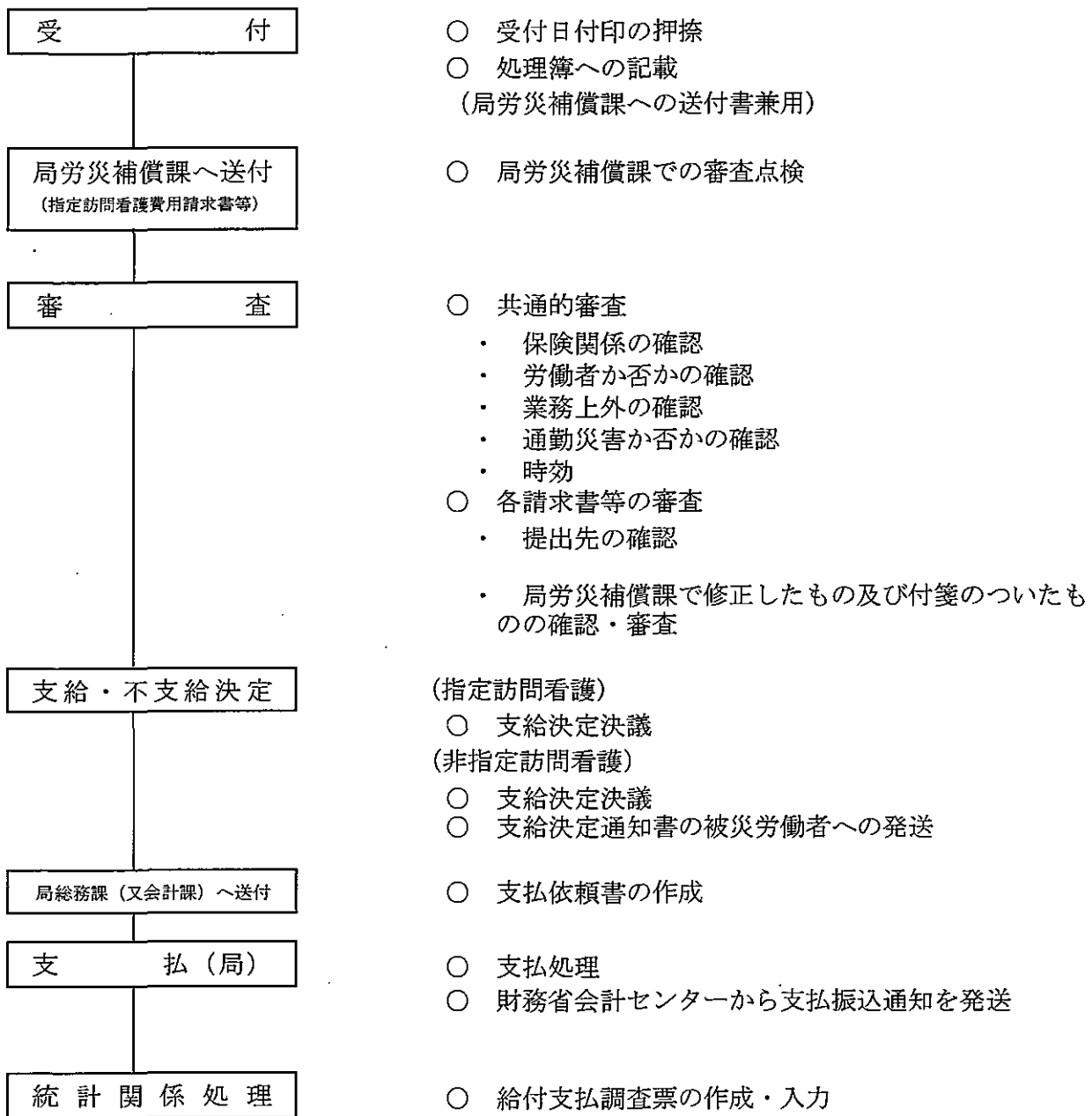
(7) 記の7中「「労災保険給付事務取扱手引」」の次に、「「労災訪問看護費用審査点検等事務取扱手引」」を加え、「「資金前渡官吏事務取扱手引」」を「平成25年5月24日付け地発0524第1号、基発0524第7号「労災保険給付費等の支払事務の都道府県労働局への集中化及び労働基準監督署資金前渡官吏の廃止について」」に改める。

(8) 「訪問看護に係る事務処理の流れ」及び「訪問看護費用の事務の流れ」を別添のとおり改める。

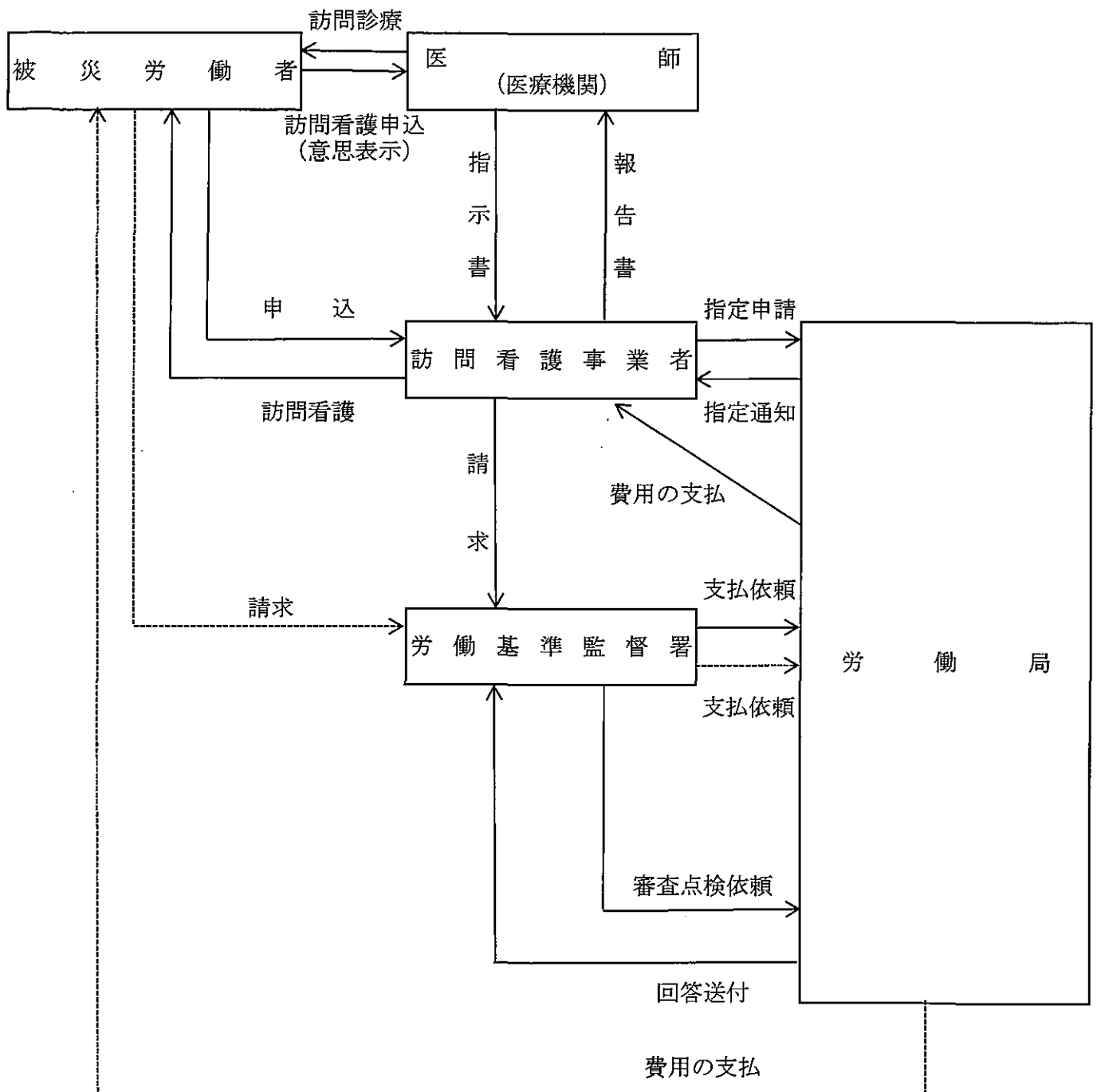
3 施行期日について

本改正は、平成25年6月1日以後に労働基準監督署長が決定する訪問看護費用について適用すること。

訪問看護に係る事務処理の流れ



訪問看護費用の事務の流れ



注：----- は、療養の費用請求の請求・支払に係る事務の流れである。